

松本市 WEB 広告による移住プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、松本市（以下「発注者」という。）が WEB 広告による移住プロモーション業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、必要な基本的事項について定めるもの。

1 業務名

松本市 WEB 広告による移住プロモーション業務

2 業務の目的

働き盛り世代の移住推進強化策の一環として、テレワーカー向けに WEB 広告を実施することで、松本市へのテレワーク移住を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

(1) プロモーションの企画・実施

ア 移住先としての松本市の認知度向上や移住促進に資する広告媒体を選定し、効果的な WEB 広告プランを企画・制作・出稿・運営管理をすること。なお、WEB 広告の実施は必須とするが、広告効果を高めるため他の手法も取り入れることを妨げない。

イ メインターゲットはテレワーカーとする。なお、業務の目的に照らしてより効果的だと判断する場合は、世代や居住地等を絞って設定することを妨げない。

ウ WEB 広告等に関するバナー等のデザイン及び制作も行うこと。なお、事業終了後も継続して使用することも考慮すること。

エ 松本市公式移住サブサイト (<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/matsumotogurashi/>) へのアクセスを強化するため、WEB 広告から当該サブサイトへ閲覧者を誘導すること。なお、委託期間中に当該移住サブサイトのリニューアルが予定されているので留意すること。

オ 業務の内容は、提案書類に基づき、契約締結候補者と担当課による協議により最終決定する。

5 受託者の責務

(1) 受託者は常に善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行すること。

(2) 受託者は本業務の遂行にあたり、発注者及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものは、発注者の責任とする。

6 業務報告書の提出

受注者は、業務が終了した後、業務報告書を 1 冊提出すること。報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。なお、電子データも納品すること。

7 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は報告書を提出し、検収に合格後、委託料を請求

すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。この場合において、適用する消費税率は業務完了日時点のものとする。

8 著作権等の取扱い

- (1) 受託者が納品する成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権は、発注者に帰属するものとし、発注者による二次利用を可能とする。
- (2) 受託者は成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

9 個人情報保護・秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得たすべての情報について、外部に漏らし、また他の目的に利用してはならない。
なお、契約期間が終了した場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報保護に関する法律、松本市個人情報保護条例及び同施行規則を遵守し、適切な個人情報保護措置を講ずること。

10 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受託者が協議の上、これを定めるものとする。
- (2) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等、国内外の情勢を注視し、発注者と協議しながら事業を実施すること。なお、状況によっては、業務内容の変更または一部停止になる可能性がある。

11 担当

松本市住民自治局移住推進課 担当：小沢

TEL 0263-34-3193

FAX 0263-34-3493

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。